

次期子ども・子育て支援事業計画（平成32～36年度）について

- 1 市町村は子ども・子育て支援法に基づき、5年を1期とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定する必要がある。
- 2 現行計画（平成27年度から平成31年度までの5年計画）に続く次期計画に係る期間は、平成32年度から平成36年度までの5年間。
- 3 市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」においては、次に掲げる事項を定める必要がある。
 - (1) 地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの各年度の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (2) 教育・保育提供区域ごとの各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
 - (3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容
- 4 対象となる給付・事業ごとに提供体制を確保すべき区域の単位が異なるものと考えられることから、本市では次のとおり4層の区域設定を行っており、次期子ども・子育て支援事業計画においても、現行計画を踏まえ教育・保育提供区域を設定する。

教育・保育提供区域	設定の考え方	対象となる給付・事業
第一次区域 (1区域)	広域で提供体制を確保する必要があるもの（全市単位）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>病児保育事業（※）</u> ・子育て短期支援事業 ・妊婦に対する健康診査
第二次区域 (14区域)	区役所・支所保健福祉センター子どもはぐくみ室単位で事業を実施しているもの（区・支所単位）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>利用者支援事業（※）</u> ・療育支援訪問事業 ・子育て援助活動支援事業 ・乳児家庭全戸訪問事業
第三次区域 (34区域)	幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の通園区域を考慮して設定するもの（複数の中学校区単位）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>幼児教育・保育（施設型給付、地域型保育給付）（※）</u> ・<u>時間外保育事業（※）</u> ・<u>一時預かり事業（一般型、幼稚園型）（※）</u>
第四次区域 (70区域)	身近な区域で提供体制を確保する必要があるもの（中学校区単位）	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後児童健全育成事業 ・地域子育て支援拠点事業

表中の（※）は、今後、幼保推進部会で量の見込み及び確保方策を議論していくもの。

なお、利用者支援事業の機能については、区役所・支所における体制を踏まえ、来年度検討していく。

5 本市では、平成31年度中に子ども・若者に係る総合的な計画を新たに策定し、妊娠前から妊娠出産までの方とその家庭、乳幼児から若者までとその家庭を対象とした切れ目ない支援を推進することとしており、当該計画に「子ども・子育て支援事業計画」の内容を盛り込むこととしている。